

別表六(十)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度			法人名		別表六(十) 令六・四・一以後終了事業年度分	
試験研究費の額	1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)		13	円
控除対象試験研究費の額の計算	2		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)		14	
増減試験研究費割合の計算	3		当期税額	(7) > 12 % の場合	15	0.35
増減試験研究費割合の計算	4		基	(9) > 10 % の場合の特例加算割合 (9) - $\frac{10}{100}$ × 2 (小数点以下3位未満切捨て)	16	
増減試験研究費割合の計算	5		標準			
増減試験研究費割合の計算	6					
増減試験研究費割合の計算	7					
増減試験研究費割合の計算	8					
増減試験研究費割合の計算	9					
増減試験研究費割合の計算	10					
増減試験研究費割合の計算	11					
増減試験研究費割合の計算	12					
増減試験研究費割合の計算	13					
増減試験研究費割合の計算	14					
増減試験研究費割合の計算	15					
増減試験研究費割合の計算	16					
増減試験研究費割合の計算	17					
増減試験研究費割合の計算	18					
増減試験研究費割合の計算	19					
増減試験研究費割合の計算	20					

「20」欄

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項」

② 「区分番号」欄：「00689」

③ 「適用額」欄：「20」欄の金額